

### 地方公共団体財政健全化法の 本格施行に向けて

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(地方公共団体財政健全化法) は、平成20年4月から一部が施行され、同法に基づき平成19年度決算における健全化判断比率などの公 表が行われています。さらに、平成20年度決算からは基準を超える団体は財政悪化の度合いに応じて、早 急に改善に取り組むことになっています。今回の特集では、同法の本格施行に向けて、都市自治体の財政健 全化に向けてのポイントや行財政改革推進の重要性、さらに公会計制度との関連について市長、関係省庁、 有識者の方々にご寄稿いただきました。



自治体財政の健全化と 健全化法制・公会計改革との関係 関西学院大学教授 小西砂千夫



地方公共団体財政健全化法の本格施行と 自治体の取り組み

総務省自治財政局財務調査課長 諸橋省明



地方公共団体財政健全化法で 自治体経営をどう変えるか 有限責任監査法人トーマッ森田祐司



新地方公会計制度導入による浦安市の取り組み 浦安市長 松崎秀樹

# 自治体財政 公会計改革との関係

関西学院大学教授 小西砂千夫

地方公共団体財政健全化法と財政健全化

政健全化の

本年度からの「地方公共団体の財政の健全

る。 持続的な地方財源圧縮の があったので一息つい の団体は健全団体ということになる。 体は皆無か、 改善され、 全化判断比率などの公表が間もなく行わ 本格施行に伴い、 化に関する法律」(以下、健全化法という) その一方で、 今回の公表結果では前年度から全体的に つまり健全化法を導入したものの、 健全化団体は少数であり、 ごく少数にとどまるとみられ 本年度こそ地方交付税の増額 平成20年度決算に基づく健 たものの、 結果、 多く それ以前の の自治体 再生団 大半 ħ 0)

のスキー のはなぜであろうか。 感温度として財政状況が悪化しているにもか は財政難の状態にあえいでいる。 健全化法で再生団体ない 法が定めるスキー ムが適用される団体が少数しかない 健全化法で法に基づく財政健全化 外部監査の要求の義務付け ムにのっとって しは健全化団体に 自治体の体

> い限り、 とどめるべきである。 関与する必要はあるが、 担をもたらすので、国が自治体の財政再建に 財政全体への信用低下を通じて無用な財政負 経済へ甚大な影響を与えるばかりか、 は、 政再建ではとても改善されないと見なされな ある自治体の財政悪化は、 項の一つが制限される。従って、 自治権への過剰な介入となりかねない 健全化法による再建スキー

健全化のために不断に努力すべきである。 法の健全団体は、総務省に健全であるという 体はいくらでもあることを意味する。 体とされていても、 にしてはならない。 お墨付きを与えられたなどという錯覚は絶対 らの財政指標を設定して財政状況を診断 健全団体であっても、 財政状況が芳しくない 自 团

算編成権という自治権の中でも最も重要な事 ルが敷かれるので、 その適用は最小限に 住民の生活や地域 自主的な財 ムの適用 自治体 わば予 足が大きいかどう は資金不足をもたらす主要な原因であること で見た負債の重さ、 公債費比率、 から、これらの2つは資金不足が生じる したと判断される。

単年度収支の赤字の状態が毎年度続いてい 終的な悪化局面でなければ、 指標を設定するのは妥当である。 する指標とその先行指標によって健全化法 支の赤字の状態に陥るので、 不足の形で表れるとは限らな 般会計ないしは全会計純計で見た実質収 自治体は財政状態が悪化す 資金不足を意味 財政状況は資金 しかし、 例えば実質 最終的 最 0)

このことは裏を返せば、 健全化法で健全団 健全化 行指標」にあたる。

先

(財政悪化)

### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

### 健全段階

■指標の整備と情報開示の

・フロー指標:実質赤字比率、連結実質赤字

・ストック指標:将来負担比率=公社・三セク

→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

等を含めた実質的負債による指標

比率、実質公債費比率

### 財政の早期健全化

### ●自主的な改善努力による 財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)。 外部監査の要求の義務付け
- 実施状況を毎年度議会に報告し公表
- 早期健全化が著しく困難と認められる ときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

### 財政の再生

### ●国等の関与による確実な再生 ・財政再生計画の策定(議会の議決)、

- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を 求めることができる
- 【同意無】
- 災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画 期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場 合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

### (健全財政)

### 現行制度

新しい法制

### <現行制度の課題>

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等) の財政状況に課題があっても対象とならない
- 公営企業にも早期是正機能がない等の課題

総務省資料

財務4表による財政分析は、

平成19年の自治

可能な資産の把握に努めるなどの意義があ

その必要性は論を待たない。

もっとも、

### 地方財政再建促進特別措置法

- ●赤字団体が申出により、財 政再建計画を策定(総務大 臣の同意が必要)
- ※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上 の市町村は、法に基づく財政再建を行わなけ れば建設地方債を発行できない
- 公営企業もこれに準じた再建制度

させ、 会計改革は、財政状態の開示のツー 当あるも 世紀ビジョン懇談会の検討事項に端を発して そもそもは竹中総務大臣における地方分権 作成・公表を柱とするいわゆる公会計改革は、 止められることもあるようだが、 た。そのこともあって両者は表裏一体と受け いることもあり、 健全化法の制度設計・施行と、 資産・ のの基本的には違う 債務改革との関係でいえば売却 ほぼ同時期に進められてき のである。 関連性は相 ルを充実 務4表 公

### 公会計改革との関連性

字であっても、 黒字である場合がある。 に関する調査研究会報告書(平成20年度)」(自 にできる健全化判断比率の財政分析への活用 財政状態が良いことを意味するわけではな 続いているとか、黒字が拡大していることが、 状態は健全とはいえない。実質収支の黒字が て目先の公債費を抑制した結果ならば、 基金が豊富にある状態では、 財政悪化の最終局面にない 例えば、「地方公共団体の財政分析等 ター)などがある。 地方債の償還期間を長期にし 実質単年度収支が黒 自治体が参考 実質収支は 財政

質赤字比率は一般会計などの資金不足、連結 で見た負債の重さを示している。 実質赤字比率は全会計の資金不足の純計額で る総務省作成の 実質赤字比率、 健全化法では基本的に自治体は資金不 将来負担比率の4つである。 図である。 かをもって財政状況が悪化 将来負担比率はストック 実質公債費比率はフロ 連結実質赤字比率、 健全化判断比 負債の重さ 実質 実



17 市政 SEPTEMBER 2009

政活動を包括的に説明する指標であって、 財政局長通知で示されているが、それらは財

政分析と

自治体の政策選択

間よりも短く設定されている。

図2は、

資金収支が赤字でない(歳計現金

められるが、

図2では償還期間の方が償却期

地方債の償還は減価償却期間とは関係なく決 (繰越金にあたる) の合計であることになる。 治体の資産は償却されない資産と、歳計現金 第に減価償却が進むとしている。従って、 却が認識される。図2では右から左方向に次 て、貸借対照表であるので、当然、減価償 を横線で示している。形成された資産に対し

財務4表は財政状況の診断には思うほど使 民間企業であろうと自治体で

するとイメー

ジすればよい。

結果を示すものである。いわば、財政課ではな

えないという声が自治体の財政担当者からは

る、 あることを意味する。1年間の資金収支は、 なく資金収支が1年間および中長期で黒字で である必要がある。②の条件は、 と同時に、②現金主義会計の意味で健全 言うまでも

あろうと、①発生主義会計の意味で健全であ

企画課にとって使い勝手のある情報を提供 実質赤字比率ないしは連結実施赤字比率で捕

歳計現金(繰越金) В 減価償却 国庫支出金 一般財源 C-D. 地方債 元本償還額 ●ある自治体が創設以来形成した資産額から減価償却を引いたものが資産総額 ●国庫支出金の割合=補助率、国庫支出金を除いた額に対する地方債の割合=充当率、赤で囲んだ ●歳計現金が赤字でないことは、純資産がプラスであることの十分条件(極端に資金不足が発生してい

自治体の貸借対照表と純資産

ない限り純資産は黒=累算利益が確保されている)

にあたるものに等しい。

たるものであり、

純資産の変動額は当期利益

は、資本金がない自治体では、累積利益にあ 表の1つである純資産変動計算書の純資産と ないので、

費用に対応する収益ではないとす

ると利益計算にはなじまない。しかし財務

治体が提供する公共サービスの対価とはいえ

入である地方税収入や地方交付税は、その自

るものは表されていない。 る自治体の財務4表では、

自治体の主たる収

当期利益にあた

産の耐用年数の範囲内に設定することが前提条件

程度と比較的大きな値となることが多

当

総資産に対する純資産の割合は6割

赤字になる場合はほとんどない。

それだけで

自治体の財務4表では、

純資産が

意味では黒字または黒字基調である反面で、

スである。従って、

自治体は発生主義会計

にわたって続くことはなく、通時的にはプラ

ち純資産が前年度比でマイナスになってい 期利益にあたるものが単年度で赤字(すなわ

る)にならないわけではないが、それが長期

●長期の借入金は投資的経費の財源にしか充当できず(建設公債主義)、かつ地方債の償還期間は資

計だけで財政運営ができてきた理由は、建設 ことを意味する。つまり自治体が現金主義会 会計の意味で財政状況が悪化する懸念がある 健全でも、資金不足が生じやすく、 担当者は、 義会計の側面で発生するので、 公債主義にある。自治体の財政問題は現金主 勝手がないと見ることにつながる。 財務4表が財政診断にそれほど使 自治体の財政 現金主義

的な枠組みで決まることから、自治体間で値 従って、総資産に対する純資産の割合は、 Ŕ 充当率を意味する。 また Eに対する Fの割合 補助事業と単独事業の総額に対する補助金の にそれほど差がないことにつながる。 上の3つの比率に依存するが、 額であり、Cに対するDの割合は、地方債の ちなみに、 地方債の償還期間の設定の仕方による。 図2でAに対するBの割合は、 それらは制度 以

自

出金、

地方債があり、

図2では財源の内訳 一般財源、

場合の主たる財源として、

債はないものとしている)。

資産を形成する

国庫支

に形成した資産を表している(継承資産や負 く長方形は、その自治体が設立から現在まで の貸借対照表の概念図である。歳計現金を除

方財政法第5条で定める建設公債主義である

発生主義会計で黒字基調となる理由は、

ことは意外に知られていない。

図2は自治体

という状況になる。

現金主義会計における現金不足が生じやす

要素(解消可能資金不足額や退職手当引当金 発生主義会計である企業会計と一般会計な なって、両者の接点について十分認識してお 主義会計と現金主義会計の「バイリンガル」に など)が持ち込まれていることに注意を要す 実質赤字比率や将来負担比率などで、 ならない反面で、 あたるもの)は、 く必要がある。 る。その意味で、 財務4表における当期利益その累積額(に けるために、 決して発生主義会計を無視 健全化判断比率である連結 自治体の財政担当者は発生 直接的に財政運営の指針と 発生主義会計的な 本来は

ことを示している。

その前提条件は、

地方財

照表が債務超過にはならない十分条件である

ゼロ以上である)ことが、

自治体の貸借対

づいている。すなわち、建設公債主義の下で 期間が耐用年数を上回らないとする規定に基 政法第5条が定めている建設公債主義と償還

減価償却に比べて前倒しで財源を投入す

発生主義会計の意味では財政状況は

### 議会の役割の増大

今まで以上に財政健全化に責任を担うこと 算が正しいことが前提にできないという発想 全化判断比率が適切に算出されているかの 政健全化はそれに準じる本源的なものといえ 者の課税権の乱用の防止であるとすると、 が発動される。議会の原始的な役割が、 れば議会が市長に対して健全化を促す仕組み 見市の財政健全化条例は、財政状態が悪化す となった。最も先進的な例である岐阜県多治 た議会に大きな役割を期待している。議会は 住民を代表して執行者を監視する責務を持 に転換した結果である。 チェックを求めている。 る。また健全化法は監査委員に対して、 健全化法は自治体の財政健全化に対して、 自治体の作成する決 執行 健 財

果たしたとはいえない。近年では、議会が自 それを促すだけでは議会として監視の役割を 意外に難しいところがある。発生主義会計に て財政が健全であるかと見なすかについては 分析の議論を深化させる必要性は高い ら財政診断を行おうとする例があるが、 よる決算書の整備は不可欠であるとしても、 財政健全化を進めるにあたって、 何をも

は、例えば「月刊 の2008年9~11月号で示している。 自治体の財政分析に関する筆者の見方 わけではない。 地方財務」(ぎょうせい刊) 誌面の制約で触れな

が、

7

発生主義会計によって損益計算書や貸借対照

からなる自己資産が黒字であることである。 務超過でないことは、累積利益と資本金など 確保できることを意味する。貸借対照表が債

表を作成し、

当期利益や累積利益(にあたる

能性を診断できないはずである。

総務省方式改訂モデルや基準モデルにお

もの)の大きさを見なければ、本来、

持続可

捉できる。①の条件は、

民間企業では1年間

中長期でも黒字が

で当期利益が黒字であり、

図1 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

早期健全化段階

財政健全化団体

財政再生基準

20% (5%)

再生段階

財政再生団体

準用再建団体

早期健全化基準

11.25 ~ 15% (3.75%)

25% (25%)

(2)~(4)

※旧再建制度においては、再建団体は、実質収支が均衡することが求められる

経営健全化団体

(財政の早期健全化・再生)

①実質赤字比率

②連結実質赤字比率

③実質公債費比率

4 将来負担比率

財政健全化団体の計画目標 ・①は均衡する(0%)こと

財政再生団体の計画目標 ・①は均衡する(0%)こと ・②~④は早期健全化基準

(公営企業の経営健全化)

⑤資金不足比率 計画目標

(参考)旧再建制度

を下回ること

を下回ること

公営企業

②~④は早期健全化基準

# 本格施行と自治体の取り地方公共団体財政健全化

総務省自治財政局財務調査課長

諸橋省明

### はじめに

法が全面的に施行されたところであるが、 律」(以下、 力いただくようお願いする次第である。 数値の正確な算定と分かりやすい公表にご尽 ど、省令や告示を一部改正したところもあり、 年の作業を踏まえて規定の明確化を図るな また今年度からは、計画策定部分も含めて同 を、まずもって感謝申し上げる次第である。 のなかで初めての作業に対応いただいたこと 年度は指標の算定や公表など、 「地方公共団体の財政の健全化に関する法 健全化法という)の施行に際し、 短い準備期間 昨

### 指標の整備と情報開示

③実質公債費比率、 委員の審査に付し、その意見を付けて議会に た公営企業については資金不足比率を、 健全化法においては、 ①実質赤字比率、 公表することとされている。 ④将来負担比率を、 ②連結実質赤字比率 決算提出後、 これは 監査 ま

> えって誤解を招くようなものもある。 うに企業で使われる場合と分子・分母が逆転 用語も少なくなく、 が求められる。 従って公表等は分かりやすいものであること トロールされ、 住民やその代表である議会の監視の下にコン しているため、 る」と考えていることに由来するものであり、 「地方公共団体 地方財政に関しては専門的な 健全性が確保されるべきであ 企業会計に親しむ人々にはか

他会計への繰出 は、 う問題意識があったのであるが、 てこなかった、あるいはあまり大きな問題と 社・三セクなどの赤字が十分に明らかにされ の一つに、これまで一般会計以外の会計や公 とする視点から、 の財政運営上の問題を網羅的に把握しよう して捉えられてこなかったのではないかとい して捉えている。 また健全化判断比率は、 例えば実質赤字比率を改善しようとして 健全化法が制定される背景 多岐にわたる項目を全体と 当該自治体の全体 健全化法で

また「経常収支比率」のよ 析することが不可避となる。なお、 は、 赤字比率が黒字であったとしても、 このことから、それぞれの指標を理解するに や三セクに係る損失補償についても、一定の ない」として後送りにされがちであった公社 で自治体が法的に債務を負っているわけでは 結実質赤字比率に跳ね返る、 の赤字を別の会計の黒字で埋めることは、 れるなどといっ ルールに基づき将来負担比率の算定に加えら 逆にそれぞれの項目に分割し、

た工夫がなされている。

他方

あるいは「現時点

理解される。 似団体との比較などの工夫が必要となろう。 たっては、 体から読み取れる情報は少ない。公表等に当 なお財政分析に関し、 さらに「数字」は、多くの場合、 当該自治体における経年変化や類 一部の専門家を除けば、 4指標だけでは必ず 比較の中で 数字単

般に経費負担区分の原則に適合するものでな

ある会計 連結実質 要因を分

いことは言うまでもない。

しも十分ではないと思われる。 例えば健全化

健全化法の規制法としての性格などを勘案し でその趣旨がある程度カ 不要と判断したというより、 た結果と考えるのが自然であろう。 財政分析に当たっては、他の指標も併せ いることが必要と思われる。 バ むしろ他の指標 される一方で、 したがっ

### 計画の策定

### (1)策定手続―図1・図2

準等以上である場合には、当該年度末までに、 議会の議決を経て、 めなければならない 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基 「財政健全化計画」等を定 計画を定めるに

> 別外部監査契約に基づく監査によることを求 理由を付して監査委員の監査に代えて個 監査委員に対し、 監査の要求をし、 併

当たっては、

あらかじめ、

事務の執行につ

ることとされているが、 政健全化計

### 平成 21 年度における地方公共団体財政健全化法に係る 標準的な財政指標の算定等スケジュールのイメージ(案)(市区町村) 総務省 市区町村 都道府県 (市区町村担当課) 4月 1日 健全化法全面施 4月28日 算定様式等配布 4月 土地評価、 - 解消可能資金不足額の 算定、 三セク等財務諸表確認 5月15日 算定様式等説明会(予定) 5月 (月末 出納閉鎖 6月 算定作業 7月 下旬 決算統計調査提出 会計管理者から長への決算提出 監査委員の審査 8月 下旬 決算統計調査提出 ≼ 下旬 決算統計調査とりまとめ 指標提出 ◀━ 指標提出 指標とりまとめ 9月 Ų. 議会への報告、住民への公表 月末 決算統計 速報値の公表 指標(個別団体)暫定値の公表 都道府県知事への報告 10月 総務大臣への報告 月末まで 月末まで 11月 市区町村分指標の概要公表

めなければならない。 健全化法では、 年度末までに計画を策定す

21 市政 SEPTEMBER 2009

寄稿

的確に分析し、 期健全化基準以上となった要因を客観的かつ ら、計画の策定に当たっては、当該指標が早 にわたる項目を全体として捉えていることか 先に述べたように、健全化判断比率は多岐 その原因となった会計や事務

とから、 均衡を実質的に回復することを、その他の場合 要因の分析結果を踏まえ、最小限度の期間内 ないと解されている。 いずれも9月議会に提案することも差し支え ることとしている趣旨を損なわない範囲で、 することの議決を区分して議会の判断を求め によることの議決と個別外部監査契約を締結 必要がある。なお、自治法が、 とを目標として定めることとされている。 には、当該指標が早期健全化基準未満とするこ に、実質赤字額がある場合には歳入と歳出との (2)計画の内容等 財政健全化計画等は、財政の状況が悪化した これらも踏まえて円滑な執行を図る 個別外部監査

0全化について、 事業等を特定した上で、具体的事実関係を明 策定することが望ましい。 期健全化基準以上となった要因と関連付けて まれてきたもの、 にする必要がある。その際、 に寄与するのか、 会計のどの取り組みが、 計ごとの取り組みを明らかにした上で、どの 政改革に取り組むことが求められるが、各会 かにすることが肝要である。また財政の健 新たに取り組まれるもの等に区分し、 自治体全体で総力を挙げて行 取組の内容を充実させるも できるだけ具体的に明らか どの程度早期健全化 以前から取り組 早

となり、 当該施設を売却して債務圧縮に充て、 外部施設を借りる場合にはコストとして認識 シュフローを伴う歳出削減と歳入確保が主体 取り入れているところであるが、発生主義や 化法においても、 時に外部施設を借りることを考えた場合、 コストとして認識されにくい。 されるが、 て当該事業のコストとしては認識されにく 還金としては認識されるが、減価償却を通し たとえば、資本費については後年度の元利償 のについては、見過ごされるきらいがあった。 しろそのほうが経済的な場合もあろう。 ところで、これまで行革と言うと、 あるいは会議室など、使用料を支払って その時点で現金の支出を伴わないも 自己所有施設を使用する場合には、 機会費用の考え方等についても視 一部、発生主義的な要素を キャッ 必要な 健全 む

> 要である。 財政の健全化に取り組むことが必

ある。 ナルな表現がなされるとすれば、それは筋違 て全く病気がないと言い切ることはできな 液検査」と称する人がいたが、 を下回れば全く問題がないということではな も財政破たんだといった過度にセンセーショ に健全化団体に該当したというだけで、 いといえるであろう。 い。したがって、 も直ちに重篤な病気であるというわけでもな し、逆に引っかかったからと言って、 いことを付言しておきたい。健全化法を「血 検査に引っかからなかったからとい すべての指標が早期健全化基準 もし十分な分析もせず、 言い得て妙で 必ずし 今に 単

よっては確保が難航することも予想されるこ

見識を有する者に限定されており、

地域に

相手方が、

弁護士や公認会計士など専門的な

の時期を見越して計画を策定する必要がある。 債許可が行われるものであることから、それら 内容や実施状況等を勘案して、当該年度の起

また個別外部監査契約については、

契約の

許可が必要な自治体については、 の調整が行われるべきものであり、

当該計画の

等に即して当該年度の補正予算や来年度予算

ないため、 理解と納得のなかで地域経営を進めることで なことは、財政上の問題点を網羅的かつ早期 治体の役割であるとは思われない。 財政状況は好転する。 抑制しても企業ほど歳入に直接影響を及ぼさ それはそれほど難しくないオペレーションで 示や説明責任を十分に果たし、 に察知した上で、先送りすることなく情報開 あるかもしれない。行政にあっては、歳出を 財政の健全化だけが行政の目的であれば、 サービス提供をしなければ一般に しかし、 議会や住民の これだけが自 最も重要

# 地方公共団体財政健全化法 目治体経営をどう変えるか

有限責任監査法人トーマツ 森田祐司



### 「数値に基づく経営」のスター トライン

先に行政経営を行うことが強制される 金などの負担を増やしてでも財政再生を最優 により受益を犠牲にする一方で、 必要な自治体になると、行政サ 健全化を迫るものである。特に財政の再生が 画の策定とその実行を通じた財政再生や財政 対しては、財政再生計画または財政健全化計 3つのグループに区分し、 要な自治体、 生が必要な自治体、 財政指標で、 律」(以下、健全化法という)はたった4種類 (これに加えて公営企業ごとの指標がある) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法 ③財政が比較的健全な自治体の すべての自治体を、 ②財政の早期健全化が必 ①と②の自治体に 税や利用料 ①財政の再 ビスの低下 0)

判断されるともいえる。 自治体は財政面において自治体経営の失敗と 健全化法においては、 ① や ② の

それもたった4種類の財政指標では 自治体経営の良し悪しを、 財政面

> はなく、 ビス水準や社会資本整備の状況か 指標は比較的良くても、 必須であろう。 況とのバランスを考慮することは もあるだろう。 くいっているとはいえない自治体 らして、 水準とのバランスや、 財政指標のみに目を奪われるので 判断できるはずがないとの強い思 して進められた社会資本の整備状 いを持たれる市長も多いと思う 財政状態と行政サー 行政サ

> > マニフェスト・総合計画

数値目標

財源の明示

発生主義予算 資産債務改革プラン

予算・財政計画

将来情報

定性情報

定量情報

発生主義

(公会計)

現金主義

(官庁会計)

の健全化法は、自治体経営の送りすることは許されない。 を容認し、負担増による痛みを先 本の整備状況を理由に、 まいな行政サービス水準や社会資 であるが、だからといって、 みで判断できないのはそのとお 財政悪化 あい

行政評価

成果指標

行政サービスの効率性

コスト

公会計改革

過去情報

自治体経営の状況が財政指標 決して自治体経営がうま あるいは逆に財政 将来を見越 -ビス

図-1 自治体経営情報の全体像

23 市政 SEPTEMBER 2009

※図は筆者作成

財務情報

SEPTEMBER 2009 市政

図-2 健全化法関連のタイムテーブル(総務省作成資料)

個別外部監査の要求

個別外部監査の要求・議決

個別外部監査の実施

監査結果の報告・公表 | 報告内容を反映

財政健全化計画の策定

計画策定作業

計画の議決・公表等

財政指標の算定

決算見込みでの 財政指標の算定準備

正式算定

監査委員の審査

財政指標の議会報告

決算関係事務

出納整理期間終了(5/31

決算の提出 (8/31まで)

監査委員の審査

決算の議会認定

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

ない。 財政指標ではあるが、 自治体に求めているという点を忘れてはなら 性を検討するという「経営の基本」をすべての を基礎として今後進むべき自治体経営の方向 である財政状態で、 かつ4種類に限定された まずは「客観的な数値」

法は自治体が「経営」を行うきっかけを与えて 要である」という判断が行われることもあろ との判断も期待できる。その意味で、健全化 された非財務の経営情報の充実が必要になる 健全化法による財政指標以外の財務情報が必 的確に財政状況を判断し説明するためには、 いるといえる。 「経営の基本」を踏まえることにより、 行政サ ービス水準については、数値化 より

## 健全化判断比率と新たな公会計情報

るととらえられる。 を自治体経営に活用する環境整備が狙いであ 報を加えて、 みならず、 を要請されている。これは健全化判断比率の 行される本年度中に新地方公会計制度の導入 すべての自治体は、財政健全化法が全面施 新地方公会計制度から得られる情 より統合的・多面的な財務情報

や第三セクタ 体の将来負担見込額のみならず、 ある。一般会計や特別会計といった自治体本 共通している。例えば、連結という考え方で ては新地方公会計制度の考え方とその多くが 健全化判断比率、 などに対するものまで含めて 特に将来負担比率につ 地方三公社 W

> 来負担に算入するといった発生主義的な考え までに将来の支出の要因が発生した事項を将 出予定額や退職手当支給見込額など、 方も導入している。 ととしている。また、 般会計などの将来負担見込額を算定するこ 債務負担行為による支 本年度

ある。 には、 産の状況をストック情報として提供し、さら 全体をとらえ、その 付金、 ついての統合的な財務情報を提供するもので ロー情報とリンクして、自治体の財政状況に 有財産などの固定資産や、 新地方公会計制度は、 行政コストや財源調達の状況などのフ 未収金といった将来資金化可能な資産 財源としての負債や純資 現金のみならず、 売却可能資産、 貸 公

過ぎず、 た場合、 えば、 に、 成される貸借対照表で債務管理を行うととも 握や、 公会計制度が提供する財務情報を総合的に活 経営効率化を検討しなければならない。 そのような場合には、 る資金調達で資金不足比率は改善する。 めていくことが可能になると考えられる。 用することで、連結ベースでの財政状態の把 従って、 これは短期の資金繰り状況が改善したに 損益計算書で費用収益の状況を把握して 資産債務改革、コスト効率化などを進 地方公営企業で資金不足比率が悪化し 経営そのものが改善したわけでない 企業債などの長期債務の発行によ 健全化判断比率に加えて、新地方 新地方公会計制度で作 しか 例

1つ2つの計器と有視界飛行

会計制度の情報を読み取る能力が必要な時代 長も自治体職員も、 たとえられるであろう。その観点からは、 代から、ジャンボジェット になったとの認識が必要ではないだろう 新たに提供される健全化判断比率や新地方公 るような多様な計器情報を読み取ることによ 濃霧の中でも安全な飛行ができることに そして議会議員も住民も、 のコクピットにあ 首

## 健全化法における指標審査の重要性

常に重要である。 策定義務が課せられるということは、 じる点であると言える。 自動的に財政健全化計画などの策定義務が生 となれば、適用申請などの判断や手続なしに、 重要な一つは、健全化判断比率が基準値以上 紀ぶりの大改革といわれるが、 トを意味することから、 の権限が制約され国主導の財政再生のスター 健全化法は、 財政再建団体の制度から半世 特に財政再生計画 指標値の正確性は非 改革点の最も 自治体

制度設計されている。 保する重要な機能を監査委員が果たすように そこで健全化法では、 指標値の正確性を確

十分な認識があったとは言えないのではな する機能を課せられてきたが、 査などで自治体の財務情報の信頼性を保証 たんにおいて不適切な会計処理が原因とな の重大な責任について、 か。その端的な事例として、夕張市の財政破 もちろん、これまでも監査委員は、 住民をはじめとして 残念ながらそ 決算審

した動きは聞こえてこない。 てきたことについて、監査委員 の責任を追及

審査証拠として整備しておかなけ 果どのような結論に至ったのかを文書化して 独立性の確保を再度点検する必要がある。そ 重要な責任を果たすためには、その専門性と 化判断比率の信頼性を保証するという本来の 監査委員が自治体の決算書に加えて、

いわば「監査の説明責任」を果たす必要が どのような審査手続を実施し、その結 ればならな 健全

> 持 定ができるように、 言うまでもない。 なく、 あることを再認識する必要がある。 備する責任が市長にあるのである。 の信頼性についてすべての責任を負うのでは った職員の配置や、 しかしながら、監査委員が健全化判断比率 まず一義的な責任は市長にあることは ルー 担当部署での専門能力を 内部チェック体制を整 ルに従って適切な算

全化判断比率の信頼性の確保を行うことを求 健全化法は「監査」という機能を活用して健

悪化の原因分析を行った上で、 行について、地方自治法に定められた個別外 どのために改善が必要と認められる事務の執 査するものではないことに留意が必要であ ましてや、 務事業にあるのかを指摘するものでもなく、 計画などに反映させようとするものである。 踏まえて、外部の専門家の見解を財政健全化 えられる事務・事業について、 ている。具体的には、まず市長が財政健全化 部監査を要求しなければならないと規定され などの策定に当たって、 ればならない。すなわち、健全化判断比率 などのために改善が必要な事務を特定しなけ 健全化判断比率の悪化の原因がどの事 財政健全化計画などの妥当性を監 市長は財政健全化

筆者の属する法人・研究会などの見解で 本文中、 意見にかかわる部分は私見であ である。 ことではない。経営意思決定に用 と監査の充実を促進することが求められるの 化法を契機として再認識し、 頼性を確保することの重要性について、 た議会・住民などに説明される経営情報の めているが、これは健全化判断比率に限っ 内部統制の整備 いら ń 健全 ま 信

この点で、健全化法に基づく個別外部監査 ところで、 前述の健全化判断比率の監査でもなく、 健全化法では、 財政健全化計 その原因と考 3 Eの観点を な

はないことをお断り してお

# 浦安市の取り組み新地方公会計制度導入による

浦安市 長

松崎秀樹

新しながら財務諸表の作成に結び付けてき 行って償却資産台帳を作成し、これを毎年更 指示をした一つに、バランスシートの作成 る限り企業会計に近づけるために、全職員が あった。こうした中で、浦安市では、でき得 シートの作成方法も示されていない状況で らだ。当時は、まだ旧自治省によるバランス いう感覚がいささか不足していると感じたか がある。公会計に慣れきった職員に、経営と 一丸となって一つ一つの財産の洗い出しを 平成10年11月、 市長に就任してすぐ職員に

の始まりであり原型となった。そして翌年に 市の年次財政報告書(アニュアル・レポー 財政報告書を発行した。この報告書が、本 12月に、「浦安市のバランスシー こうした独自の取り組みにより、 バランスシートに加え、 行政コスト計算 ト」と題した

分かりやすい財政情報の提供を目指して ル・レポー

が違ったり、新たに「純資産変動計算書」が加 表を作成するための財務デー 形式の財務書類4表を試作した。 等を踏まえて、平成17年度決算による新しい 公表された。そこで、本市では、この報告書 究会(「新地方公会計制度研究会」)の報告書が わったりして、 作成している財務諸表と基本的には変わりな 財務諸表に表示された科目の集計範囲 形式などには違いが生じるこ タは、 財務書類4 従来から

成した。本市の特徴として、

計算書を作成し、公表したところである。 発公社を含んだ連結ベースでのバランスシー 中では、(財)施設利用振興公社および土地開 2001」という年次財政報告書(アニュア そうした中で、 行政コスト計算書、キャッシュ・フロー ト)の発行となった。この報告書の 平成18年5月に総務省の研

成14年12月、「浦安市の財政に関する報告書

実施していたことから、

固定資産の把握の単

た新地方公会計制度に可能な限り近づけて作 とになった。 平成18年度の財務諸表は、総務省が公表し

追加した。 たセグメント別情報(政策目的別財政情報)を 定の政策目的に沿って分析・評価できるよう を作成するとともに、新たに、 引き続き、基準モデルに基づき財務書類4表 照)を作成した。平成19年度決算についても、 成19年度10月総務省)を採用し、特徴的な要素 位が企業会計方式に限りなく近い「基準モデ に、市の事業を政策目的別に分割して作成し も採り入れて財務書類4表(表1から表4参 ル」(『新地方公会計制度実務研究会報告書』 平 今後とも、確立した会計基準に基づく財務 行政活動を一

諸表を活用して、より分かりやすい財政情報 の提供を目指していきたい。

# 新地方公会計制度が財政健全化に果す役割

つの財務諸表が、新に位置づけてきた。 業会計的手法の取り組みの延長線上に積極的 新地方公会計制度の導入は、これまでの企 新地方公会計制度では4 従来から作成してきた3

平成19年度 48,521,246 4,347,028 44,174,218	(構成比) 6.0% 0.5%	区 分 【負債の部】	平成19年度	(構成上
4,347,028 44,174,218	6.0%	1. 流動負債		
4,347,028 44,174,218				0.99
44,174,218	0.5%			
	E 40/		369,677	0.0
	5.4%	賞与引当金	266,100	0.0
5,197,205	0.6%	預り金(保管金等)	817,085	0.19
203,450	0.0%	公債(短期)	5,115,214	0.69
				0.19
				7.09
				4.89
1,528,134	0.2%			0.79
				1.59
				0.09
			64,078,231	7.99
				0.8
				8.0
541,370,363	66.7%			83.4
		純資産合計	747,618,080	92.1
811 696 311	100.0%	自借·純資産合計	811.696.311	100.0
	38,773,563 63,055 37,182,374 1,528,134 763,175,066 221,804,703 219,932,657 1,842,284 29,762	38,773,563 4.8% 63,055 0.0% 37,182,374 4.6% 1,528,134 0.2% 763,175,066 94.0% 221,804,703 27.3% 219,932,657 27.1% 1,842,284 0.2% 29,762 0.0% 541,370,363 66.7%	短期借入金   短期借入金   2.非流動負債   公債   借入金   退職給付引当金   での他非流動負債   での他非流動負債   での他非流動負債   での他非流動負債   での他非流動負債   資産の部   での他非流動負債   での他が設置を必要する。	短期借入金   600,088   600,088   63,055   0.0%   763,182,374   4.6%   2.非流動負債   56,910,068   公債   39,005,757   借入金   5,922,497   退職給付引当金   11,957,495   221,804,703   27.3%   219,932,657   27.1%   1,842,284   0.2%   29,762   0.0%   541,370,363   66.7%   66.7%   66.7%   66,7581,642   純資産合計   747,618,080

表3	連結純資産変動計算書(NWM)

①業務収益 ②業務関連収益 経常収益合計

表3 連結純資産変動計算書(NWM) (平成19年4月1日~平成20年3月31日)	(単位:千円
(1.11)	
科 目	平成19年度
【財源変動の部】	
前期末残高	658,819,816
当期変動額	
I.財源変動の部	3,881,477
1. 財源の使途	-66,295,316
①純経常費用への財源措置	-56,072,693
②固定資産形成への財源措置	-4,590,493
③長期金融資産への財源措置	-1,319,238
④その他の財源の使途	-4,312,892
2. 財源の調達	70,176,794
①税収	40,632,959
②社会保険料	4,345,591
③移転収入	16,040,067
④その他の財源の調達	9,158,176
Ⅱ.資産形成充当財源変動の部	19,771,501
1. 固定資産の変動	-3,887,696
①固定資産の減少	-14,130,825
②固定資産の増加	10,243,128
2. 長期金融資産の変動	864,974
①長期金融資産の減少	-454,313
②長期金融資産の増加	1,319,288
3. 評価・換算差額等の変動	22,794,223
①評価換算差額等の減少	-1,073,560
②評価換算差額等の増加	23,867,783
当期変動額合計	88,798,264
当期末残高	747,618,080

### 9,106,559 14,476,872 1,326,609 65,380,556

12,185,087 1,878,737

6,995,331 2,312,532 9,307,863

56,072,693

E 2	1 /2010-1-72
【経常的収支区分】	
I.経常的収支	
1. 経常的支出	58,498,839
①経常業務費用支出	33,588,799
②移転支出	24,910,040
2. 経常的収入	70,913,886
①租税収入	41,201,140
②社会保険料収入	4,263,811
③経常業務収益収入	9,408,868
<b>④移転収入</b>	16,040,067
経常的収支	12,415,047
【資本的収支区分】	
Ⅱ.資本的収支	
1. 資本的支出	7,190,464
①固定資産形成支出	5,871,227
②長期金融資産形成支出	1,069,238
③連結の範囲の変更を伴う出資・出捐支出	
④その他の資本形成支出	250,000
2. 資本的収入	339,087
①固定資産売却収入	17,400
②長期金融資産償還収入	71,688
③連結の範囲の変更を伴う出資・出捐償還収入	
④その他の資本処分収入	250,000
資本的収支	-6,851,377
基礎的財政収支	5,563,670
【財務的収支区分】	
Ⅲ.財務的収支	
1. 財務的支出	20,955,786
①支払利息支出	1,532,397
②元本償還支出	19,423,389
公債費(元本分)支出	5,133,990
借入金元本償還支出	578,864
その他の元本償還支出	13,710,536
2. 財務的収入	15,910,893
①公債発行収入	1,871,500
②借入金収入	
③その他の財務的収入	14,039,393
財務的収支	-5,044,893
当期資金収支額	518,777
期首資金残高	3,828,252
期末資金残高	4,347,028

27 市政 SEPTEMBER 2009

健康福祉都市 市民文化都市 快適環境都市

8,552,326

12,956,235

財務書類作成の基礎は、既に浦安市が行って きた企業会計的手法により確立していたもの の財務諸表となったが、 基準モデルに基づく

導するものであるとされている。浦安市が毎 に関する情報を提供している。 内容である各施設(総合体育館や特別養護老 で残高や利率、償還期限などの情報を分かり 債などの債務について、個別の資産との関連 ことができる。また、資産整備に充当した市 それらの資産の老朽化度などをチェックする 額や減価償却後の簿価をリストアップして、 いる。 ていることをさまざまな財務情報で表現して 運営の結果として健全な財政状況が確保され 年作成している年次財政報告書では、 これらの情報の開示は、 すく開示している。そして、 新地方公会計制度は、資産・債務改革を主 ムなど)の行政コストとその利用状況 個別の資産の具体的な取得価 市民や議会などか これら資産の 行財政

であり、 して継続するための重要な仕組みと考えてい らのチェックを受けるためにも必要なもの 基準モデルによる財務書類4表の開示と併 従来から年次財政報告書により開示し 浦安市の財政健全化が強固なものと

せて、 ている次のような経営指標や資産・負債の状 し充実させることが、 またセグメント別情報などをさらに整備 財政健全化への羅針盤

# ①早期警戒指標としての「債務返済能力」

年度決算では、4・2年であった。その変動 ランス)」も重要な指標である。 計算書では「基礎的財政収支(プライマリ 指標は浦安市独自の指標であるが、 に対する警戒につながるものと考える。この に留意することが、将来世代への負担の増大 に何年で返済できるかを表す指標で、平成19 動によるキャッシュ・フローで返済した場合 「債務返済能力」は、市全体の債務を行政活 資金収支

### ②資産・負債の内訳の公表

③セグメント別情報 情報を併せて提供している。 価額や帳簿価額を公表することにより、資産 の資産と関連付けて市債などの債務に関する の価値に関する情報を開示している。これら 主要な施設ごとに建物や構築物などの取得

か、

開示している。 市像ごとに資産・負債や行政コストの状況を 構想で示した5つの施策体系・目指すべき都 施設別行政コスト等の状況と併せて、基本

### その活用について 新地方公会計制度導入の必要性と

近年、 社会経済状況をはじめ、 自治体を取

> 得責任をも果せるものと確信している。 市民の皆さんに説明責任を果すとともに、 れば、市民の皆さんに方向を修正していただ くことができるし、私も、この情報を基に、 説

早く新地方公会計制度における基準モデルを 市に先駆け企業会計的手法を導入した本市の この報告書は、 年次財政報告書を発行した。その後も、 しての情報の宝庫となっている。 こうした中で、私は、平成13年12月に、 して、 年次財政報告書を発行してきた。 私の説得責任を果す財政に関 いち 他

政の透明性をより高くしなければならなくな 業でさえ会計基準が大きく変貌してきている 作成することは、 市場調達を例に挙げれば、資金調達のため財 なければ企業自体の存続にかかわるからであ に立つことに過ぎないと思っている。民間企 部からの評価を受けるためのスター 業会計的手法を導入しなければならないの は、それだけで高く評価されるのではないか のは、市場、特に海外の市場からの信頼を得 ここで強調しておきたいことは、何故、 ということだ。私は、バランスシー 国際会計基準に素早く対応している企業 自治体も同様だと思う。 市民の皆さんをはじめ、 地方債 ライ 外 を

まさにこれにあてはまると思う) そこで、 市場が理解できない形(旧総務省方式も バランスシートを作成していない自治 自治体の資産公開が必要になって で作成して

どうなるであろうか?しかし、たとえ方向を がかじ取りを誤ったら、その自治体の運命は てきている。このような大きな転換期に首長 ったとしても、 巻く環境は、目まぐるしく状況が変化し 情報をきちんと公開して

くる。

る

とが可能となった。また、平成19年度決算か 分に検討する有効な資料を取得・提供するこ どれだけ個別の収益によって回収されている 方で、市民の皆さんへの説明責任を果して より的確に把握し、 市との比較も交えながら、 政策目的別に分割して作成したセグメント別 沿って分析・評価できるように、市の事業を 的なコストの水準はどれくらいであるかを十 かが明確となり、 を作成してきた。その結果、 却費や退職給与引当金繰入などの発生主義 並に貸借対照表を作成するとともに、 きたいと思っている。 情報〈政策目的別財政情報〉 (表5参照) を追加 らは、新たに、行政活動を一定の政策目的に いるかを確認することができた。 れているか、または一般財源が投入されて した。 今後とも、 どれだけ剰余が、発生主義ベースで生ま 行政サービスの提供にあたり、 確立し 全体として、 財政運営に反映させる た会計基準に基づき、 本市の財政状態を 実際のコストが これによ

信頼されない自治体と考えられても仕方がな いのではないかと思う。 いる自治体は、市場から、ひいては市民から 浦安市では、平成12年度決算から民間企業

ースのコストを把握し、行政コスト計算書 または施設別 より効率 減価償

施策体系別セグメント情報(費用・収益情報)

4,067,895

安全都市

4,887,991

産業都市

166,420

(単位:千円)

連結

40.470.516

共通

9,839,649

30,630,867

6,265,605 3,909,544 1,138,108 120,021 14,241,264 ①人件費 2.807.986 3,498,808 17,740,072 ②物件費 1,564,797 2,914,828 538.907 1.199.564 2,315 6,220,411 2.446.209 8,666,620 うち減価償却費 812,480 2,226,286 25,833 308,913 3,373,512 374,811 3,748,323 ③経費 4,671,436 1,237,138 1,753,787 834,320 42,046 8,538,727 3,646,360 12,185,087 ④業務関連費用 454,397 490,816 637,093 46,121 2,038 1,630,465 248,272 1,878,737 22.728.642 1.318.839 移転支出 332.138 279.335 24,759,872 150,168 24,910,040 100.918 1補助金等移転支出 8,290,248 223,336 87,241 264,370 100,918 8,966,113 140,446 9,106,559 ②社会保障関係費 14,427,617 41,741 14,469,358 7,514 14,476,872 ③その他の移転支出 10,777 67,061 1,231,598 14,965 1,324,401 2,208 1,326,609 経常費用合計 35,684,877 5,386,734 267,338 9,989,817 8.884.464 5.167.326 55.390.739 65,380,556 構 成 比 54.58% 13.59% 8.24% 7.90% 0.41% 84.72% 15.28% 100% 【経常収益】 経常業務収益 3,431,152 948,643 3,120,007 1,501,848 45,513 9,047,163 260,700 9,307,863 ①業務収益 3,324,720 315.83 2.748.689 584.136 4,085 6,977,461 17.870 6.995.331 ②業務関連収益 106,432 632,812 371,318 917,712 41.428 2.069.702 242.830 2.312.532 経常収益合計 3,431,152 948,643 3,120,007 1,501,848 45,513 9,047,163 260,700 9,307,863 構 成 比 36.86% 10.19% 33.52% 16.14% 0.49% 97.20% 2.80% 100% 純経常費用(純行政コスト) 32,253,725 7,935,82 2,266,727 3,665,478 221,825 46,343,576 9,729,117 56,072,693 57.52% 4.04% 構 成 比 14.15% 6.54% 0.40% 82.65% 17.35% 100%

経常費用】

経常業務費用